

唐代における胥吏について

築山治三郎

はしがき

胥吏は今まで下級官僚であつて、これまで胥吏の部分的研究がなされているが、唐代における胥吏の全體的研究が充分になされていない。それは文献に胥吏に關する資料の不足にもよるが、唐代官僚機構のうち下級官僚の數は莫大に上つており、唐代の政治、社會、經濟各方

面に胥吏の活動が大なる影響を及ぼしたものと思われる。そこで胥吏について、一、内外胥吏の職掌、二、流外胥吏の選舉と胥吏の入流及び胥吏出身の高官に昇つたもの、三、中央下級官僚としての胥吏の權限とその不正、四、地方下級官僚としての胥吏の惡事、五、胥吏の數の減員論議と待遇等に分けて最後にむすびとしたいと思う。

胥吏という言葉がいつごろ用いられたかについては宮崎博士は梁代に既に用いられ、隋に至つて日常化した言葉となつたといわれている。隋書卷二煬帝紀大業二年の條に至胥吏、服色皆有差、非庶人不得戎服。とあり、同卷禮儀志に胥吏の衣は青を以てすとあり、隋書卷二八百官志に、又有流外勳品九品……之差、又視流外亦有視勳品九品……之差、胥極

於吏矣、皆無上下階。

或は解釋に疑問な點もあつて今後の研究に俟たなければならぬが、幸に御指導御叱責を賜わらば幸いとする所である。

縣佐史、族正、里正等をあげているが、これらは流外胥吏であつた。

唐代には胥吏は相當數に上り、流外及び諸色胥吏があつた。舊唐書

卷二職官志に、

有流外、自勳品以至九品、以爲諸司令史、贊者、典謁、亭長、掌固等品、視流外亦自勳品至九品、開元初惟留薩寶、祿祝及府史、餘亦罷之。とあつて流外は勳品から九品まで、視流外も勳品から九品までとあり、但し開元初め一部のものを留め他は皆廢したとある。次に通典卷四〇職官典に流内の内外文武官と流外と諸色胥吏をあげ、諸色胥吏を内職掌と外職掌に分けている。いうまでもなく流内文武官はいわゆる高等官であり、流外胥吏は判任官であつて判補といつた。諸色胥吏のうち佐史以上は例外であつた。内職掌として次の如くあげ、

齊郎、府史、亭長、掌固、主膳、幕士、習馴、門僕、陵戶、樂工、供膳、獸醫、學生、執御、門事、學生、後生、魚師、監門、校尉、直屯、備身、主仗、典食、直長、親事、帳內等があり、その外に種々の諸色胥吏があつたことが六典其他舊唐書職官志、新唐書百官志に見えてゐる。さらに通典卷四〇に流外勳品から九品までの流外胥吏の品階が見えており、

例えば、流外勳品には尚書、中書、門下、御史臺に、令吏があり、二品には祕書、殿中、内侍省に、令史、尚書、門下、中書、御史臺に、書令史、七品には太子親勳翊衛府史、門下省主節、掌固などがあつた。これらの流外について先づ令史を中心として述べて見よう。舊唐書卷四三職官志、尚書都省に、

凡令史掌文簿、亭長掌固、檢校省門戶倉庫、廳事陳設之事也。とあり、新唐書卷四六百官志に、

以主事、令史、書令史署覆文案、出符目、以亭長啓閉傳禁約、以掌固

守當倉庫及陳設、諸司皆如之。

とあつて令史は文簿を案ずることを掌り、亭長は諸司の門戸の通傳や禁約を守り、掌固は諸司の倉庫や廳事を陳設することを掌つたもので、中でも令史、書令史などは文簿のことを掌る最も重要な任掌であつた。六典卷一尚書都省に都事、主事、令史、書令史があり、各曹尚書には都事はなく、主事、令史、書令史、亭長、掌固があり、都事は從七品上、主事は從九品上で流外の昇り得る官であり、六典卷一に但主事隨曹閑劇、而每十令史置一主事、不滿十人亦一人、雜用土人、唐並用流外。

とあつて十令史毎に一主事を置き、唐では流外を用い、何れも有能なる吏を用いた。主事、令史、書令史等は三省六部等に置かれ、九寺には置かれず、恐らく府史がこれに代るべきものであつたろうと考えられる。亭長、掌固はこれを番官と呼び、府史より轉じ、さらに令史に選轉されるためには試判を受けなければならなかつた。番官にはこの外に門下省の贊者、傳制、主寶、主符などがあり、傳制は流外のうちの最下級の胥吏であつたようである。

通典の諸色胥吏に齊郎があり、舊唐書職官志に贊者、典謁が見えてゐるが、六典卷一四大常寺の胥吏に謁者、贊引、大祝、祝史、贊者があり、西京郊社署に門僕、齊郎があり、齊郎は後魏の祀官九品、隋を経て唐に置かれ祭祀の雜務を掌る胥吏で、流外にも入つていなかつたものであり、諸陵署に主衣、主筆、陵戶があつた。贊者、典謁は共に流外で職官志に贊者について凡大祭祀及朝會在位者。拜跪之節、皆贊導之、贊者承傳焉。とあり、六典卷八に、贊者隸門下省、掌贊唱爲行事之節分番上下、亦爲之

番官。とあり、六典^{一七}大常寺贊者とあつて門下省、大常寺に隸屬する

流外胥吏で、祭祀や朝會の節に在位の官を贊導し、承傳することを掌つた。典謁は典事、謁者で、朝見の際殿庭にて通奏するもので、典事も亦流外番官であつた。六典^八に門下省城門郎の下に門僕があり、城門を護衛の任に當り、その數八百人もあり、また兩京郊社署の門僕は八人であつた。陵戸は掌先帝山陵、率戸守衛之事。

とあつて先帝の山陵を守衛するものであつて、流外に入らぬ諸色胥吏であつた。

六典^一 殿中省尙食局に主膳、主食の流外があり、天子の食事を掌り、主食掌率主膳、以供其職。とあつて主食が主膳を率いて監督した。

天子の食事を掌る流外胥吏は特にその人選に意を用いたに違ひない。六

典^五 光祿寺大官署に監膳、監膳史、供膳の胥吏があり、供膳は二千四百人の多きに及んだ。大官令は供膳の事を掌り、祭祀や朝會の際における供膳の責任者であつた。^{一六}衛尉寺守宮署に幕士千六百人、大理寺司儀署に幕士六十人があり、また^{一七}殿中省尙舎局に幕士八千人とあり、殿中省尙舍奉御殿庭張設、供其湯沐、而潔其灑掃、直長爲之貳。とあつて幕士は雜務に從事した諸色胥吏であり、直長は正七品下で諸色から上り得る官であつたらしい。殿中省尙乘局に習馴五百人、掌閑五千人があり、掌調習六閑之馬とあつて掌閑が馬を飼養し、習馴は馬を調練した諸色胥吏であつた。直長は殿中省の各局におかれ、多きは十人、少きは四人であつた。

六典^{二三}將作監河渠署に長上漁師、短番漁師、明師漁師があり、河渠令掌供川澤魚鹽之事。とあつてこれらの漁師は毎日尙食の用に魚を供す

る雜役であつた。

親事、帳内についてはこれまで多くの研究があり、多くを述べる必要もないが、六典^{二六}親王府の親事府に親事三百三十三人、帳内府に帳内六百六十七人があつた。通典^{三五}秩祿に、

六品七品子爲親事、八品九品子爲帳内、限年十八以上、舉諸州共率萬人爲之。

とあり、王公以下文武職事三品以上帶勳者別給之。とあつて王公以下文武職事官で三品以上の帶勳者は各々給せられたもので親事、帳内はいわゆる秩祿として給せられる色役であつた。六典^{二八}太子左右衛府に備身、主仗があり、東宮千牛備身は東宮侍奉の事を掌り、備身を以て宿衛侍從とし、主仗を以て戎服器物を守ることを掌らしめた胥吏であつた。

以上は内職掌としての諸色胥吏の任掌について述べたものであるが、流外を除けば大部分諸色胥吏であつた。しかし流外にも入らぬ胥吏はその身分極めて低かつたと思われる。

外職掌は地方の諸色胥吏を指すもので、京兆、河南、太原三府、都督府、都護府、州縣及び鎮戍、嶽瀆、關津等の胥吏を呼んだものである。通典^{四〇}に外職掌として次の如くあげ、倉督、祿事、佐史、府史、典獄、門事、執力、白直、市令、市丞、助教、津史、里正及び嶽廟、齋郎、折衝府の旅師、隊正、副隊正などである。

この中錄事、佐史は流外としているが、都督府及び上州の錄事は從九品上、中下州の錄事は從九品下で萬年、長安等の畿縣令も同じく從九品下で、京兆、河南、太原縣令及び地方の上、中、中下、下縣令の錄事は流外となつてゐる。通鑑によれば從九品下以上の流内であつてもこれを

流外官としている。地方の凡ての縣令、丞尉の下に錄事、司戶、司法に

それぞれ佐史の胥吏があつた。錄事は地方州縣等に悉く置かれ、通典の

内職掌には錄事が見えぬが、門下省に錄事從七品上、主事從八品下各々

四人があり、九寺、五監及び左右十六衛等に錄事從九品がそれぞれ置かれ、錄事掌受事發展。とあるから事を受けて記録し通知を發することを掌つたもので、州の錄事は文書を匂稽し、違非を正したり、列曹の異同ある時に聞奏したりしたもので、後にも述べるように、流内としては低い官であり、流外官ともいわれ、流外の登り得る官であつた。

都督府、上、中、下の各州の各曹參軍事の下に佐史の胥吏があり、先に述べたように縣には各曹參軍事がなく、司戶、司法佐史の流外胥吏があつた。後で各州及び各縣について表示するように佐史以下は相當な數に上つていた。この外に執刀、典獄、門事、白直の諸色胥吏があり、白直は通典卷五秩祿によれば諸州縣之官、流内九品以上、皆給白直。とあるから胥役の代償として給せられたもので、雜色のものであつて極めて身分の低いものである。

都督府及び州縣に市令、市丞があり、都督府及び上州の市令は從九品上であるが、中下州及び縣の市令には品階なく胥吏であつた。たとえ都督府上州の市令に品階があつても胥吏と見なされたようである。六典卷三〇に市令丞掌市廬交易禁斥非違之事。とあるように商業交易に關する非違を掌つたもので、市令、市丞の下に佐史、倉督などを置き、倉督は倉庫を監督したものと思われるが、これらは悉く胥吏であつた。六

典卷三〇都督及び刺史の郡に

凡州縣及鎮倉督、縣博士助教、中下州市令及縣市令、嶺瀆視史並州選、各四周而代。

とあつて市令、倉督、縣博士助教等は州で選舉して任用し、中央吏郡によらず、四年を以て任期とし、六典につづいて、

州鎮倉督、州縣市令、取勳官五品已上及職資九品者、若無通取勳官六品已下、倉督取家世重大者爲之、州市令不得用本市内人、縣市令不得

用當縣人。

とあつて倉督、市令の任用には特に留意し、市令倉督は勳官をとり、倉督は名望家をとり、州市令は本市内の人を用い、縣市令は當縣人を用い、凡て他市内の人、他縣人を任用し、博士助教は部内からとり、もしなければ旁州からとり、縣の錄事も部内の勳官五品已上のものをとり、佐史は六品以下の子及白丁をとつて充てた。

次に里正について宮川氏は唐代の村落生活の中に述べているが、里正是里胥ともいわれた。通典卷三鄉黨、通考卷一二職役考に、

唐令諸戶以百戶爲里、五里爲鄉、四家爲隣、三家爲保、每里設正一人。とあつて百戶毎に一里正を置いた。里正の任務について通典卷三州縣官員に、

掌按比戶口、課植農桑、檢察非違、催驅賦役……並免其課役。

とあつて戸口の按比、非違の検察、農桑の課植、賦役の催驅を掌り、庶民百姓との關係の最も深いものであつた。従つて里正その人によつて里民に影響を及ぼすこと大なるものがあつた。その里正はどうして選ばれたか。

諸里正、縣司勳官六品以下、白丁清平強幹者充。

とあつて縣において勳官六品以下のもの、白丁の清平強幹なものを選ん

で任用し、もし適任者がなければ十八歳以上の中男殘疾のものを充てた。

先に述べた市令、倉督は勳官五品以上のものをとり、なければ六品以下のものをとつたが、いうまでもなく勳官正六品驍騎尉以下のものをいい

勳功によつて授けられた官であつて、その身分は低かつた。舊唐書卷四二

職官志に、

戰士授勳者、勳盈萬計、分番應役、有類僮僕、據令與公卿齋班、論實

胥吏之下、蓋以其猥多。又出自兵率、所以然也。

とあるように勳官は品階はあつても、僮僕に類し、その實は胥吏の下に位するもので、その質悪く、且つ兵卒より起つたもので、これらの中から里正に任用されたものがあり、又白丁即ち庶民の中から任用されたものもあつた。

白丁については福島氏が唐初貢舉制度における學生・白丁考（滋賀大紀要第一集）に述べている。

二

流外胥吏の令史、亭長、掌固等及び州縣佐史の選舉について述べて見よう。六典卷二吏部に、

凡未入仕而吏、京司者、復分爲九品、通謂之行署、其應選之人、以其

未入九流、故謂之流外銓、亦謂之小銓、其校試銓注與流內銓略同。

とあつて吏部郎中の一人が流外選舉を掌つたが選舉の方法は流内選と略同じであつた。

唐代における胥吏について

謂六品已下九品已上子及州縣佐史、若庶人參流外選者、本州量其所堪、送尚書省。

とあつて流外には六品以下の子及び州縣の佐史、もしくは庶人で流外選舉に應ずるものは本州にて選考し、後尚書省吏部で選考したのである。

舊唐書卷四三職官志に、

凡擇流外、取工書計兼頗曉時務。

とあつて書計に巧みで、時務に明るいものをとり、書、計、時務の三つの中の一つでも優れておれば採用された。

每經三考轉遷、量其才能而進之、不則從舊任。

とあつて三考即ち三年にして轉遷させ、その才能によつて成績優秀なものは進階させ、優秀でないものはそのまま現職に留らせた。しかしこの原則がどの程度守られたかは疑わしい。後に述べるように諸色の入流毎年夥しかつたことは、この原則が守られなかつたものと見られるし、また三年に一回づつ進階が正しく守られたら流外官の上位の品階に昇ることも容易ではなかつたし、まして流内に入ることは困難であつたように思われるが、諸色の入流は年と共に増加しつつあつた。流外官に對する考課について舊唐書職官志に、

其流外官、本司量其行能功過、立四等考等、而勉進之。

とあつてその標準を四等とした。即ち流外の勤務評定の標準は六典卷三に、

清謹勤公爲上、執事無私爲中、不勤其職爲、貪濁有狀爲下下。

とあつて流外胥吏の中には清廉謹直で公けの爲に勤めたいわゆる上の成績のもの甚だ少なく、彼等はその數をたのんでその職に勤めず、貪濁の

ものもあつて姦を爲すもの少なくなつた。流内官は考課の標準を九等に分け、その考課も時には勵行されたようであるが、流外に對する考課はどの程度勵行されたか餘り文献に見えていないので充分に解らぬが、流内官程に勵行されなかつたのではなかろうか。

流外考課によつて次第にその品階が進むと共にその職も次第に昇つて行くものであつたと考えられるが、流外と否とに拘らず流内に入流することができたようである。それは後に述べるように諸色胥吏の入流が多かつたことでもわかる。

令史等の流外が入流するには初めは進士と同じく四才三實を以て行われたが、後には通典卷二歷代都事主事令史に、

總章中、詔諸司令史、考滿合選者、限一經、時人嗟異、著於謫頌。

とあるように、高宗の總章中に諸司の令史は考課滿ちると試一經によつて入流の官途が開かれ、從つて入流することが容易となり、考滿ちると奔流の如く入流したのである。

神功元年制、勵官品子流外國官出身、不得任清資官。
とあつて清流とは進士、任子出身のもの、清流に非ざるものとは勵官、品子、流外等をいい、六典^{卷二}に謂從流外及視品出身者。とあつて庶人の寒微の階級のものをいつたのであり、これらのものは清資官になるを得なかつた。即ち清資官とは舊唐書卷四三職官志にあげてあるように、八品以上の特定の官で胥吏の流外がたとえ入流できても、例えば、七品官の左右補闕、殿中侍御史や八品官の左右拾遺、監察御史、四門助教などになり得ず、それ以外の官や主事、主書、錄事、參軍等が昇り得る官であり、たとえ流内官であつても主事、主書、錄事、參軍等は場合によつては流外官と呼ばれ、從つて胥吏と呼ばれることがあつた。

州縣の佐史等の流外胥吏は隋代では地方長官によつて任用されたが、唐代になると流外まで吏部の任用によつた。地方州縣の胥吏が入流するのは容易でなかつた。しかし隋代に州縣佐史の任期を三年とした。唐もこれをうけついだが、この任期が殆んど守られず、姦を働くことが多かつた。前に述べたように、唐では市令や倉督、助教等は州でこれを任用し、四年を以て任期とし、本市や本縣人を用いず、他市、他縣人を任用した。

隋末唐初の亂離に際して既に述べたように、高祖の世、流外より入流置くと共に庶姓寒人を招用せんとしたものに外ならない。

しかし流外から流内に入流できても制限があり、一定の昇り得る限界があつた。士出身のもの、進士登第のもの、任子出身者のように高位高官に昇ることが容易でなかつた。舊唐書卷四三職官志に、

凡出身非清流、不注清資官、とあり

其一曰、今之選司取士、傷多且濫、毎年入流數過一千四百傷多也、雜

唐書卷八劉祥道傳に、

色入流不如銓簡、是傷濫也。

とあつて雜色胥吏の入流が如何に多かつたことを示している。しかもその選舉が充分に行われず、濫れていた。

其六曰、尙書省二十四司及門下省、中書都事主書、主事等比來選補皆

取舊任流外、有刀筆之人、縱欲參用士流、皆以儻類爲恥。

とあつて都事、主書、主事などは近來流外を任用しているから士人は恥じてこれらにつくことを欲しないとあり、如何に尙書、門下、中書の各省に流外の入流が多かつたがわかる。

ここに中書都事とあるは尙書都事の誤りで、六典卷一尙書都省に都事從七品上とあり、初めは都令史といい、隋開皇の初め都事に改められたものである。中書省主書從七品上、主事從八品下はたとえ胥吏の任用であつても相當の權限を有していたことは後で述べる。

雜色が官に補せられるのが流外官であるが、雜色について通典卷一七に、三衛内外行署、内外番官、親事帳内品子、任雜掌伎術、直司手兵部品子、兵部勳官等をあげている。いわゆる流外及び諸色胥吏のことをいうのであり、内外行署とは流外のこときをいうのである。通典卷一七選舉、及び劉

祥道傳に、經明行修之士、猶罕有正人、多取胥徒之流。とあり、

尙書政本人物攸歸、而多用胥徒之人、恐未盡銓衡之理。

とあつて明經、進士の登第者少なく、胥徒の入流の多かつたことを述べている。後で述べるように、隋代に流外から入流して中には高位に昇つたものもあり、太宗は之を恥としたが、創業の際、風雲に乗じて位將相に至るものがあり、中には出身微賤なるものもあり、流外胥徒と雖も決して恥とするに及ばず、天下太平となるにつれて流品を正したが、

胥徒入流のもの毎年入流二千人を下らなかつた。これに反して明經進士出身のもの甚だ少なく、舊唐書卷八七魏玄同傳に、

垂拱中、納言魏玄同以爲吏部選舉、未盡得人之術諸色入流、年以千數、羣司列位、無復加官。

とあつて武后垂拱年間になつても諸色入流多く、吏部選舉未だその人を得ざることを述べ、

又勳官三衛流外之徒、不待州縣之舉、直取之於書判、恐非先德而言才之義也。

とあつて、勳官は既に述べたように勳功によつて授けられるものであり、三衛は武官のつくものであり、流外は雜色庶姓のつく官であつた。いづれもその出身低く、ことに勳官の如きは胥吏より低いもので、社會的身分が低かつた。これらのものが州縣の察舉によらず、しかも書判のみで入流したことを述べたもので、地方胥徒の入流が容易であつたことがわかる。胥徒入流は玄宗に入つて依然として多く、開元十七年楊場の上言に

竊見流外出身每年二千餘人、而明經進士不能其什一、則是服勤道業之士、不如胥吏之待士也、恐恐儒風沒墮、廉恥日衰。

とあつて高宗顯慶から玄宗開元に至る毎年入流する流外胥吏が二千人で、明經進士はその十分の一に足らず、儒風衰えて、胥吏の俗風盛んであることを述べたものである。しかし劉祥道、魏玄同、楊場の上言を俟つまでもなく、胥吏出身から高位高官に昇るものがあり、また一は門閥を抑え、庶姓寒人を起用せんとする考に外ならなかつた。

安史の大亂後、社會の困亂、財政の窮乏、生活の困難に伴つて選舉も

亦亂れ、士流多く郷土を去つて他郷に入り、有能な士を得んとすれば士人の本貫に歸るのを待たねばならぬが、諸色胥吏は寄莊の處で試舉され、

従つて偽濫も多く、沈旣濟は通考一三七舉官に、
或曰吏部有濫止由一門、州縣有濫其門多矣。

とあつて州縣の選舉が紊亂し、諸色の入流する門が多かつたことを述べている。

選舉の弊については陸贊は新唐書卷四四選舉志に、

初吏部歲常集人、其後三歲一集、選人猥至、文簿紛雜、吏因得以爲姦利、士至蹊跌、或十年不得官、而闕員亦累歲不補、陸贊爲相、懲其弊、據内外員三分之一計闕集人、歲以爲常。

とあり、諸色胥吏の入流に制限を加えたが、必ずしも豫定の如く運ばなかつた。そこで李吉甫は考遷の格を定め、次のように述べ、

唐取人之路蓋多矣、方其盛事、著於令者。といひ、胥吏から入流したものの種類をあげ、

凡此者、皆入官之門戶、而諸司主錄已成官及州縣佐史、未敍者不在焉。とあつて諸司の主事、錄事、州縣の佐史など入流の道多かつたのをあげている。

舊唐書卷七三薛收傳に、

隋代流外胥吏であつたものが唐初入流して高位高官に上つたものがある。既に述べたように隋末の亂離に制度尙定らず、有能な人材を得る必要があつたのである。

舊唐書卷十五孫伏伽傳によると、孫伏伽は見州武城の人で隋の大業末、大理事史の胥吏から萬年縣法曹に補せられ、同卷に張玄素は蒲州虞鄉の人で隋末景城尉戶曹から治書侍御史となつた。何れも流外から入流して太

宗時代に三品官に至つたものである。

段志玄舊唐書卷六八の父は隋末、太原郡司法書佐とあつて胥吏から身を起しているし、秦叔寶舊唐書卷六八は大業中、隋將來護兒の帳内であつたと見えているから彼の父は下級官僚であつたようである。これらの人々は何れも流外胥吏であつたが高位高官に上つてゐる。帳内はいうまでもなく文武職事官三品以上の帶勳者に給せられる色役であり、胥吏雜掌であつた。

秦叔寶は武功を以て左武衛大將軍となつてゐるが、唐初風雲に乘じて胥吏から大官に至るものがあつたことは何等不思議ではない。
通鑑卷二〇四高宗永貞二年の條に、

初高宗之世、周興以河陽令召見、上欲加擢用、或奏以爲非清流、罷之。とあつて周興は河陽令で召見され、高宗が擢用せんとしたが、清流出身でないとして遂に罷めたが、通鑑の注に、周興發身於尚書都事、流外官也。とあつて尚書都事は從七品上で流内であるが、流外胥吏の上の官であつて都事となつても流外と呼ばれていた。しかし酷吏周興は後には司刑少卿秋官侍郎に遷り、天授元年九月の革命に尚書左丞に除せられる。

睿宗以鍾京爲中書令、稷勸令禮議、因入言於帝曰、紹京素無才望、出自胥吏、雖有功勳、未聽令德、一朝超居元宰、師長百寮、臣恐清濁、同貫失於聖朝具瞻之美、帝然其言、因紹京表讓、遂轉爲戶部尚書。とあつて薛稷は名門の出身で中書侍郎となり、睿宗は鍾紹京を中書令宰相となさんとしたが、稷は反対して言うに、紹京が才望なくし、しかも胥吏から出て高官に昇つてゐる。殊に宰相は百寮の師長であるから清濁

の區別を混亂するを恐れるとして遂に戸部尚書に轉じたのであるが、鍾

京は初め司農錄事で胥吏上りであつた。そして書に工みで鳳閣（中書）

に接近して中書省に入り、睿宗の信任を得て累進したものであつた。前にも述べたように、通鑑卷二二中宗景雲元年の條に、京九寺皆有錄事官、

九品蓋流外也。とあつて流内であつたが、流外胥吏の昇り得る官であり、いうまでも胥吏と呼ばれていた。とにかく睿宗は門閥出身と胥吏出身者とを同様に有能であれば待遇せんとしたことが考えられるが胥吏出身者は門閥出身者からは常に輕視されていたことは鍾紹京傳でわかる。さらに通鑑卷二二玄宗開元二年の條に、

申王成義、請以其府錄事閻楚珪爲其府參軍、上許之。とあり、注に唐親王府錄事從九品上流外官也。參軍正七品上とあつて錄事の流外胥吏から參軍にせんとして許された。

通鑑開元二年の條に、

魏知古本起小吏、因姚崇引薦、以同爲相。

とあり、魏知古が小吏から起つて姚崇の推薦によつて宰相となつた。姚崇は魏知古が胥吏から身を起したので、宰相になつたが常に輕視している。しかし兩唐書魏知古傳によれば弱冠舉進士とあり、鳳閣舍人を経て宰相になつてゐる。流外出身のものは清資官になれないのが原則であつて、たとえ小吏出身でも進士に登第仕官したものと思われる。

次に屢々引用される牛仙客であろう。舊唐書卷一〇三牛仙客傳に、初爲縣小吏、縣令傳文靜甚重之、文靜後爲隴右營田使、引仙客參預其事、遂以軍功累轉洮州司馬。

とあつて牛仙客は縣の胥吏より身を起して功を立て遂に尚書を経て宰相

唐代における胥吏について

に昇つたものであるが、新唐書卷一二六張九齡傳に、

又涼州都督牛仙客爲尚書。九齡執曰、不可、尚書古納言、唐家多用舊相、不然歷內外貴任、妙有德望者爲之、仙客何遑一使典耳、仙客擢自胥吏、目不知書。

とあつて玄宗が仙客を尚書に拔擢せんとしたが、張九齡が反対し、仙客が胥吏出身であるので甚だしく輕視していたのである。しかし張九齡とても有名な家柄ではなかつたので玄宗は帝怒曰、豈以仙客寒士嫌之邪、卿素有門閥哉。とあつて玄宗は門閥と寒士胥吏出身者と同じように任用せんとして廣く人材を用いたことがわかる。

舊唐書卷九九張九齡傳に、

（開元）十三年、車駕東巡、行封禪之禮、說自定侍從、升中之官、多引兩省錄事主書及已之所親攝官、而上遂加特進階、超授五品、初令九齡草詔、九齡言於說曰、官爵者天下之公器、德望爲先、勞舊次焉、若顛倒衣裳、則譏謗起矣、今登封霧澤、一載一遇、清流高品、不沐珠恩、胥吏末班、先加章綬、但恐制出之後、四方失望。

とあつて車駕東巡封禪の禮を行ふに際して張說自ら侍從となり、門下中書の錄事、主書などを引いたが、玄宗は特にこれら錄事、主書を五品官に超授せんとした。錄事は門下中書省の下にあつて從七品上であり、主書は中書省の下にあつて同じく從七品上であつて、既に述べたように、流外官の入流して任すべき官であつたが、依然として流外胥吏と呼ばれていた。この錄事、主書の七品官を五品官に進階超授せんとした。ところが張九齡が反駁して、清流高品のものが殊恩によつて超授がないのに胥吏末班のものに章綬を加えて超授すると、恐らく失望するものが多い

として反対したのである。張說はその出身門閥にあらず、寒士出身であり、從つて胥吏出身者を優遇せんとしたに對して張九齡は寒士とはいえ、ある程度の家柄出身であつたから、胥吏出身の超授に對して反対意見を述べたものと思われる。何れにしても先に述べたように玄宗は胥吏出身と門閥出身と否とに拘らず、有能なものを採用して厚く任用せんとしたものであろうか。

天寶亂の以後、選舉も亦亂れ、入仕の道も多くなり、胥吏や卒伍より身を起して高官に昇るものがあり、舊唐書卷二四田神功傳に、

家本微賤、天寶末爲縣里胥、上元元年爲平盧節度都知兵馬使萬鴻臚卿。

とあつて神功は微賤出身でしかも縣の里胥から身を立て、恐らく里

正をしていたに違ひなく、大寶の亂に際して辟召されて從事となり、累

進して兵事使鴻臚卿から節度使を経て檢校右僕射となつている。^⑯ 路嗣恭

も起郡縣吏、以至大官。とあるように、玄宗以後郡縣の胥吏から身を起して大官に至るものがあつた。

新唐書卷一四一韓全義傳に、韓全義、家素寒史、失其先、興卒伍。とあつて寒史とは胥吏のことであつて後に節度使になつてゐるが、節度使出現するに及んで實力あるものは胥吏と進士出身とに拘らず、地方に仕官して累進することができたのである。

白志貞も本太原人、本名琇珪、出於胥吏。とあつて胥吏より身を起し、節度使李光弼に仕え後、司農小卿、神策軍使となつてゐる。

舊唐書卷一五四劉栖楚傳に、

出於寒微爲吏、鎮州王承宗甚奇之、後有薦於李逢吉。とあつて劉栖楚はその出身寒微で胥吏から身を立て、後李逢吉に推薦さ

れ、見出され拾遺、起居郎、諫議大夫と諫官となつてゐる。

胥吏出身者は拾遺の如き清資官になることができなかつたのに恐らくこの頃黨争起り、李逢吉の黨につき、李逢吉の推挽によつたもので、俄又宣授刑部侍郎、丞郎宣授未之有也。とあるように特別に刑部侍郎に宣授されている。當時黨争の兆しがあり、劉栖楚は李逢吉の下にあつて所謂八關十六子の一人であり、有力者を背景にもたなければ寒微出身者は累進することができなかつた。胥吏は黨争の渦中にあつて何れかの黨につかざるを得ず、利に銳い胥吏は有力者を背景として己が地位をあげんとし、有利に導かんとするものもあつた。それと同時に反対者からは抑えられていたのもあつた。

三

内外における胥吏を中心としてその活動を述べて見よう。流外胥吏のうち令史の品階が勳品か二品であり、中書省、門下省、尚書省および六部の令史などはある程度下級官僚社會において力をもつていたようである。いうまでもなく令史や書令史は文簿を案することを掌るものであるが、文簿の原案をつくる事務的才能は下級官僚の流外の令史が最も適任であり、且つ重要な事務であつた。その事務の内容はそれぞれ諸司によつて異つてゐたが、中でも中書省令史や門下省の令史の任は重要であつた。その文簿は直屬の上司より順次直屬の長官を経て最後に決裁されることになる。唐初まだ官僚機構が整備されず、また諸官司の文簿も多からず、その時代は宰相でも文簿をよく検閲し、命令も比較的よく徹底していたが、官僚機構の擴大と冗員の増加によつて上下の意志の疏通を

缺くこともあり、殊に中期になると宰相など高級官僚は本官の外諸使を兼ねること多くなつた。いくら有能な官僚でも夥しい文簿に一々眼を通すことは不可能であり、部下官僚に委さざるを得なくなる。部下官僚もさらに下級官僚に委すことになる。このような場合、諸司の令史、書令史等の流外胥吏は文簿に馴れているから代つて責任をとり、書類に捺印することによつてむしろ胥吏の下級官僚がある程度の権限をもち、官僚が胥吏に賄賂を送つて有利に導かんとすることが屢々あつたことが考へられる。上級官僚の轉遷は多く、下級官僚の轉遷は少なく、流外胥吏はその官司の事務によく精通しているから、事情の解らぬ上級官僚は時として媚を呈するに至る。舊唐書卷二六楊國忠傳に、

國忠無學術、……凡領四十餘使、又專判度支吏部三銓、事務鞅掌、但署一字猶不能、皆責成胥吏、賄賂公行、……⁽¹⁵⁾國忠使胥吏於私第、暗定官員。

とあるが、楊國忠は宰相の外四十餘使を兼領し、又吏部選舉の權を掌握していたが、彼は無學にして一字さえも署名する能わず、皆胥吏に委し、また胥吏を私弟に使して官員を定めたりしたとあつて如何に胥吏が重用され、權限をもつていたかがわかる。また官僚が賄賂を送つて選舉などを有利に導かんとしたことがわかる。舊唐書卷二〇王鉢傳に、

故鉢威權轉成、兼二十餘使、近宅爲書院、文案堆積、胥吏求押一字、卽累日不遂、中使賜遺不絕於門、雖晉公林甫、亦畏避之。

とあつて宰相王鉢の權勢の程が察せられるが、私宅を使院とし、文案堆積すれば胥吏がこれを代署するという状態であり、同じく胥吏の中使への賜遺が絶えず、李林甫さえも畏れてこれを避けたとあるぐらいで、王

鉢の權勢と胥吏を畏れたのであつて、いづれにしても胥吏は地位を利用し、權限をもつて賄賂をとつていたのである。

開元天寶年間は太平のつづくにつれて官僚、貴族、富豪の豪奢な生活を営んだことは列傳に多く見られ、上の好むところ下まで生活が奢侈に流れた。舊唐書卷一〇六王璡傳に、

天寶後、又爲廣平鄴郡二太守、性豪奢、著勳中朝、又食封與十五州、常受饋、下擔張設皆數千貫、雖居州伯、與佐官、胥吏、酋豪連榻領謹、或榜蒲藏餉以爲樂。

とあつて王璡が郡太守として在職していたが、性豪奢を好み、常に賄賂を受け郡の佐官や胥吏等と共に榻を連ね豪奢な生活をしていたのであつて、郡の佐官及び胥吏の下級官僚もともにこれを習つたもので、地方の民政と庶民の生活を守るべき下級官僚までも民政を疎かにしていたことが察せられる。同じく舊唐書卷二三元載傳に、

載兼判度支、志氣自若、謂已有除惡之功、是非前賢、以爲文武才略、莫已之若、外委胥吏、內聽婦言、城中開南北二甲第、室宇宏麗、冠絕當時。

とあつて元載はその出身寒微であつたが、宰相となつて専横、諸使を兼ねて、豪奢な生活に流れ、豪壯大邸宅を營み、殆んど胥吏に委したので、胥吏が相當權限をもつに至つた。

令史、書令史等の流外胥吏は既に述べたように、各諸司によつてそれぞれ任務が異つていた。吏部、兵部の胥吏は選舉に關する文簿を案じたり、事務を掌つたが、唐代では選舉を掌る吏部侍郎、郎中らの高級官僚必らずしもその人を得ず、選舉公平に行われず、屢々濫れていたことは

本紀や列傳に枚舉に暇ない程記載されている。舊唐書卷一四九苗晉鄉傳に、開元二十九年、吏部侍郎、前後典選五年、政既實施、胥吏多爲姦、賂公行、時天下承平、每年赴選常萬人。

とあるように開元末政治弛緩し、綱紀紊亂してその間に乘じて胥吏が不正を働き、選人が選舉を有利にしようとして賄賂を送ることが盛んに行われ、選舉の中で胥吏と結ぶものもあつた。従つて胥吏は選舉の度毎に職掌と権限を悪用し、中には財をなしたるものもあつた。しかしその中で李巽は新唐書卷六四李巽傳に、

再遷吏部尚書、天資長於吏事、至治家亦旬檢案牘簿書如公府、吏有遇秋毫無所縱。

とあるように自ら簿書を檢閱し胥吏に誤あれば之を假借することなかつた。舊唐書卷六四王播傳に、

天性勤於吏事、使務墳委胥吏盈廷、取決簿書堆案盈、凡他人若不堪勝、而播用此爲適。

とあつて王播は吏事に勤め、使務は胥吏に委したが、簿書は自ら決裁するという状態であつたから、胥吏の不正の餘地がなかつたのである。同じ中央官廳にて諸司の長官その人を得ぬ時には時々下級官僚である胥吏

の不正を見る。舊唐書卷三〇及び新唐書卷一五一關播傳に、

考功吏部郎中、掌文官階品朝集祿賜、給其告身、假使掌選補流外。

二年七月遷推給事中、舊制諸司甲庫、皆胥吏掌知、爲敝頗久、播初建議、並以士人知之、至今稱當。とあり、新唐書關播傳には故事諸司甲庫以令史。とあつて、甲庫の胥吏は令史であつたが、甲庫令史は六典門下省給事中と兵部員外郎との下にある胥吏であつて、令史、書令史、甲庫令史とあり、^⑯甲庫は選舉に關する簿書を收納する庫であつて令史はそれ

を管理していたと思われるが、これに胥吏を當らしめたので、胥吏は私利を考えるもの多く、弊害が久しがかつた。

そこで流内の士に換えんとしたのであるが、甲庫令史は六典八に自漢以來令史皆有品秩、至隋開皇初、始降爲流外とあつて隋開皇後流外となつたのを再び流内に復したようである。しかし士人復歸は實現されなかつたらしく、舊唐書卷一六四楊於陵傳に、又以甲厤年深朽斷、吏緣爲姦奏換とあり、新唐書卷一六三楊於陵傳に、又請修甲厤、南曹置別簿、相檢實、吏不能爲姦。とあり、又會要卷八二甲庫に、

元和八年五月、吏部侍郎楊於陵奏、臣伏以銓選之司、國家重務、根本所繫、在于簿書、承前諸色甲勤者、緣歲月滋深。

とあつて憲宗元和に至つても胥吏が尙選舉に關する簿書保管の任に當り、姦をなしていいたことがわかるし、新唐書楊於陵傳によれば、その姦を防ぐために別簿を作つて相檢實したので胥吏が姦を爲す能わなかつたと見えているから、選舉の簿書を胥吏が欺瞞していいたことが度々あつたことがわかる。選舉の不正は吏部、兵部の諸司の上級官吏にもあつたが、下級官僚の姦を働いたことを見逃すことができない。

新唐書卷四六百官志に、

とあつて考功、吏部、兵部郎中は官僚に對する告身を給することも掌るものであつて、兵部、吏部尚書から告身が發せられて初めて正式の官に任命されるものである。その告身の文案を草するのが吏部兵部の令史であつた。告身を出す際いろいろの給賜や職掌が胥吏を通じて行われたことは列傳に見え、時には空名告身、偽告身などを出すことがあり、その間

に乗じて胥吏が姦を働いていた。舊唐書卷一六六元稹傳に、

元翼仍自以家財、資其行、仍賄兵部吏部令史爲告身二十通、以便宣給賜。

とあるのを見れば牛元翼は重圍に陥り、圍を解く能わず、兵部、吏部令史に贓賄して告身二十通を作らしめたとあり、舊唐書卷一七六楊虞卿傳に、楊虞卿爲吏部員外郎、大和二年、南曹令史李賓等六人偽出告身籤符、責鑿空僞官、令赴任者六十五人、收受錢一萬六千七百三十貫、虞卿按得僞狀、捕賓等移御史臺鞠劾。

とあつて南曹令史李賓等六人が偽告身を出して賄賂をとり、楊虞卿はこれら令史を捕えて御史臺に劾奏したのである。いうまでもなく戶部の度支は租賦や地方の物産のこと等財政を掌つたものであるが、直接その衝に當るものは度支郎中の令史、書令史、計史の胥吏であろう。また度支は水陸道路の利など轉運のことも掌り、その間にあつて度支の胥吏が姦を働き不當の利を得ていたに違いない。舊唐書卷一三三班宏傳に、
蓋由喪公錢、縱姦吏故也、且凡爲度支胥吏不一歲、資累鉅萬、儕馬第宅、僭於王公、非官財、何以致是、道路喧喧、無不知之。

とあつて度支胥吏は一年ならずして鉅萬の財を積み、その第宅王公を超えて生活しているが、これは胥吏が財政轉運の事務に馴れてるので欺瞞して官物を盜むからだと述べているが、このように度支胥吏の中には利の爲に凡ゆる悪事を働いていたものと思われる。

前に述べたが、舊唐書卷八一劉祥道傳にあるように、三省の都事、主事、主書等は高宗時代から皆流外を選補した。都事從七品上で都令史といわれ、隋開皇初都事に改めたのであり、主事從九品上で令史十人毎に一主

事を置いて監督したものであり、門下省錄事從七品上で主事は從八品下であり、中書省の中書舍人の下に主書從七品上、主事從八品下を置いた。これらは皆流外胥吏で事務の才能に優れたものを選補したのである。しかし、都事、錄事、主事、主書はたとえ流内官となつても依然として胥吏とか胥吏上りのものとして輕別されていたが、彼等は重要な文簿を掌つていたので相當な権限をもつていた。このように胥吏上りの中書主書が時々権限を利用して凡ゆる方面に干渉していた。主書の任務について

六典卷九中書省に、

周官天官、有司書中士四人、鄭注云主會計之簿書、掌邦國六典以法九職、蓋此主書之任也、皇朝因之流外入流、累轉爲之。

とあつて會計、法制等を掌つたもので隋唐代では中書舍人の下にあつて侍奉、追奏、參議、表章等の舍人の任掌の事務を助けたものに違いない。

舊唐書卷一八元載傳に、

載復結內侍董秀。多與之金帛、委主書卓英倩、潛通密旨、以是上有所屈、載必先知之承意。

とあつて元載が政をとる専横にして主書卓英倩に委し、

江淮方面、京輦要司、皆排去忠良、引用貧猥士、有求仕進者、不結子弟則謁主書、貨賄公行、近年以來、未有其比。

とあり、同じく舊唐書卷一九崔祐甫傳に、

元載秉政、公道隘塞、官由賄成、中書主書卓英倩李待榮輩用事、勢傾朝列、天下官爵、大者元載、小者倩榮、四方齎貨賄、求官者、道路相屬、靡不稱、遂而去、於是綱紀大壞。

とあつて中書主書の卓英倩と李待榮等の連中が事を用いて權力を振い、

官爵の濫授が行われて情榮等に贈賄して官を求めるとするもの甚だ多く、綱紀紊亂したのであつて如何に胥吏上りの主事が權限を振つたかがわかる。

舊唐書卷一九常袞傳に、

時既無中書侍郎、舍人崔祐甫領省事、袞以爲同中書門下平章事兼得總中書省、遂管綜中書胥吏、省事去就、及其案牘祐甫不能平之。

とあつて常袞は門下侍郎で宰相を兼ねていたが、中書侍郎に人がなく祐甫が省事を領していた。常袞は中書省も管轄して中書の胥吏を抑えたの

で祐甫は心平かならず、かくして胥吏を抑えたのであるが、礪波氏も述べているように黨争において實際事務につかさざるこれら胥吏ないしは胥吏出身者を抑え、事務を停滞させなどして官人の責任を問う方法も廣く行われたと考えられるとしている。それは從つて胥吏が常に黨争に

巻き込まれたということであり、その間に乘じて姦を働くいたのではあるまい。また同じく胥吏と呼ばれる中書主書が相當な權限をもつていたことについて舊唐書卷一五八鄭餘慶傳、新唐書卷一四六李吉甫傳などの例をあげているが、即ちそれは中書主書渙滑が中書省の簿籍を司り、内官劉

とあるがこの堂吏とは政事堂の胥吏をいうのであり、日知錄卷八更胥に、韋處厚爲相、有湯鉢者、爲中書小胥、其所掌謂之孔目房、宰相遇休暇、有內狀出、卽戶銖至延英間付之、造知印宰相、由見以機構權自張、廣納財賄、處厚惡之、謂曰、此半裝渙滑矣、乃以事遂之。

とあるが、堂吏である中書の胥吏が權力を以て自ら張り、宰相知印を造り、財賄を納れていたのである。孔目房といふのは恐らく孔目官の居る所に違ひないが、中書省の胥吏に孔目官があり、兩唐書、及び六典にはその職掌について記されていないが、主書の下にあつて簿籍を掌つたものと考えられる。處厚は胥吏の悪事を惡み半渙滑といい、遂に胥吏を追放したがこのように中書胥吏は常に悪事を働くいた。孔目官は唐を経て、五代、宋の地方胥吏であつたことは周藤氏が詳しく述べておられる。

吏より刺史に上るに至つた。鄭餘慶は再び中書省に入るに及んで同僚と議し、渙滑がその是非を陳べたので、餘慶は渙滑の潜越な態度を怒り、

その年の八月に渙滑の贓賄の事發覺するに及んで遂に死を賜つたとあるが、如何に胥吏上りの主書渙滑が大なる權限をもち、宰相でさえもこれ

に媚を呈しなければならなかつたという程であつたから、贓賄も相當な額に上つていたに違ひない。新唐書卷一四六李吉甫傳に、

由見通四方賂謝、弟沐官至刺史、鄭餘慶當國、嘗一責怒、數日罷、吉甫間請効姦、帝使簿渙家、得質千萬、貶死。

とあつて贓數千萬という莫大な數に上つていたことがわかる。

新唐書卷一四二韋處厚傳に、

堂吏湯鉢、數招權、納財賄、處厚笑曰、此半渙滑也、斥出之、相府肅然。

州縣には通典卷四〇職官典にあるように莫大の數に上の胥吏があり、佐史など流外の吏部選による外の胥吏雜掌は州縣の地方長官によつて任用

された。隋の中央集権強化に伴つて流内官の任用は悉く吏部の手に歸し、地方長官の權限は著るしく縮少され、胥吏雜掌の任用權より與えられず、六典^{三〇}に及隋氏革選用他郡之人。^{三一}とあるように一部を除いて原則として他地方の人を任用し、唐はこれを受けついで一層強化した。州縣の流外胥吏の佐史は吏部選であつたが、恐らく流外を含む諸色雜掌は一部を除いて本縣出身者であつたろうと考えられる。他地方出身者であり、中央派遣の地方官はその地方の事情に明るくなく、任期が來なくとも屢々轉遷が行われ、州縣の政治は何等權限のない胥吏に委ねられ、地方官僚は地方政治に熱意をもたず、その間に乘じて種々の不正姦事が行われたのである。實際事務をとつているのは胥吏で、州縣の事情に明るい胥吏に委さざるを得ず、從つて種々の弊害も生じた。殊に刺史、縣令等の地方長官にその人を得ない場合は地方官が胥吏と結託して姦を働くことがあり、民政に意を用い、善政を施した地方長官の下、姦を働くもの少なかつた。

しかし唐代では中に居つて成績の上らぬものや、貶謫されて地方官に派出されるものが多く、また地方官に出ても早く轉遷されることを欲したので、地方の事情に馴れている胥吏が勢力をもち、人民を侵漁し、中には苛斂誅求するものがあつた。

胥吏などの下級官僚が貪暴で人民を苦しめたり、不當な租賦を徵收したり、收賄等の惡事を働いたり、地方官と結託して姦を働くたりしたことは列傳や食貨志に枚舉に暇がない程である。

⁽²⁾姚璣が益州大都督府長史となつて蜀に行つたが、蜀中官吏貪暴で姦を働いて人民を苦しめていたので、摘發して姦を排したとあり、宋環が杭

相二州刺史となつたが、在任中、政嚴にして人吏敢て犯すものがなかつたとあり、また兩唐書良吏傳にある良吏は殆んどが地方長官として有能な人々であり、善政を施したのでそれらの州縣では胥吏が姦を働く餘地がなかつた。會要^{卷七七}巡按察使に、

開元元年、禮部侍郎張廷珪上疏曰、天下至大、郡邑至多、賢良牧宰誠難盡得、兼下僚貪暴、小吏侵漁、黎庶不安、困窮衆矣。

とあつて地方官良しきを得ず、下僚貪暴を極め、胥吏が人民百姓を侵漁していると上疏したもので、このようなことはどの州縣も同じであつたに違いない。舊唐書^{卷一〇八}崔渙傳に、

崔渙が江淮宣輸補選使に充てられたが、下吏の賄を納れて下吏を濫進させたので罷免されたが、胥吏が賄賂を贈つて昇任せんとしたことはしばしばあつた。

先是戍邊之師、由洛陽者、儲餉取辦於編戶、縱始官備不徵於人、令五家相保、俾自占告發、歛以絕胥吏之私。

とあるように邊境に鎮戍する兵が軍糧を編戶から徵發し、その間に乘じて胥吏が惡事を働くので、五家隣保のものから告發し、胥吏の私腹を肥やすのを絶つたのであるが、人民を監督すべきものが常に人民を苦しめ不當の收斂を行つていたものである。舊唐書^{卷一二}房縉傳に、

時邠州久屯軍旅、多以武將領刺史、法度墮廢、州縣廳宇爲軍營、官吏侵奪百姓室、以居人甚弊之、……又緝理公館、寮吏各歸官曹。

とあり、當時邊境に鎮戍する兵が時々駐屯することがあり、これに乘じて下僚や胥吏の下級官僚が常に惡事を働くいていたことを述べたものである。舊唐書^{卷一三五}李實傳に、

二十年、有詔蠲畿內逋租、實違詔徵、百姓大困、胥吏或犯者、卽按之有乞正絲髮固死、日死亦不屈杖殺之、京師貴賤同苦其暴虐。

とあるのを見ると、畿内の租を蠲く詔發がせられたが、李實が詔に違えて租を取つた。ところが胥吏が犯して百姓を壓迫し、遂に死に至るものがあり、京師の貴賤に拘らず、胥吏の暴虐に苦しんだのである。

均田制崩壊に伴つて土地兼併が盛んに行われ、租庸調に代つて兩稅法

の施行となり、ついて國家財政の膨張と共に多くの新稅が課されたが、この間にあつて稅吏が姦を働くことは甚しかつた。稅吏はいうまでもなく各州縣の胥吏であり、不當の血稅を徵收していた。

新唐書卷二一食貨志に、

河南尹齊抗復論其弊、以爲軍國用稍廣隨要、而稅吏擾人勞陛下、變爲兩稅督納、有時貪暴無容其姦。

とあつて胥吏の姦が甚しかつたことを述べている。また前にも述べたように轉運、漕運に際して米其他の物資を掠奪したり、横取したり、欺瞞したりしたことが列傳に見えている。

通鑑卷二四三穆宗長慶元年條に、

其諸道大將久次及有功者、悉奏聞與除官、應天下諸軍各委本道、據守舊額、不得輒有減省、於是商賈胥吏、爭賂藩鎮、牒補列將而薦之。

とあるように商賈、胥吏が藩鎮に賄賂を送つて列將に補せられんとしたのであるが、賄賂によつて官を得んとしたもので、このような賣官の例は中期以後に多く見られるところである。

里正、村正などの里胥はいうまでもなく、戸口の按比、非違の検察、農桑の課植、賦役の催驅をその任掌とするが、里胥は特に百姓人民を苦

しめ戸籍簿を欺瞞したり、また不當に賦役を課したり、上司と結託して下民を苦しめたことが多く列傳に見られる。

新唐書卷二二六韓滉傳に、

韓滉爲兩浙觀察使、里胥有罪、輒殺無貸、人怪之滉曰、袁晁本一鞭背吏、禽獸有負、聚類以反、此輩皆鄉縣豪黠、不如殺之、用年少者、惜身保家不爲患。

とあるように韓滉は兩浙地方の觀察使となつた時、管下の里胥の中に豪黠のものがあつて之を殺したが、里胥は極めて身分の低い勳官が多く任せられるか、土地の有力者であつてこれらの中には不良の里胥も少なくなかつたのである。

このように唐代における胥吏は中央、地方を問わず、權勢に近づき、或は結托して己が職掌を利用して惡事を働き、下民を壓迫して誅求をなし、利の爲には手段を擇ばず、中には財を爲すものもあつた。ことに地方の事情によく通じていたので事情の解らぬ地方長官さえも胥吏の爲すままという状態であつた。目知錄卷八吏胥、及び新唐書卷一四九劉晏傳に、

晏嘗言、士有爵祿、則名重於利、吏無榮進、則利重於名。故檢劾出納一委士人。吏惟奉行文書而已、所任者雖數千里、奉教令如目前。とあつて士と吏とを比較し、胥吏は榮進の道がなく、従つて利を重んずる。そこに胥吏が姦を働くとし、胥吏には財賦のことを委せず、ただ文書を行わせるようにしなければならぬと述べたものであるが、しかし文書の取扱の中でも種々の悪事を働いたのであつた。

五

さて流外胥吏の數は莫大なる數に上つたが、通鑑二四開元二十一年の條に、

とあり、舊唐書卷二元張延賞傳に、
舊制官員繁而且費、州縣殘破、職此之由也、臣在荊南所管闕官員者、
不十數年吏部未嘗補授、但今一官假攝、公事亦治、以此言之官員可減
無可疑也、請減官員、收其俸祿以資幕士。從之。

自三師以下一七六八六員、自佐史以上五萬七千四百一十六員とあつて流外の佐史より以上五萬七千餘の多きに達し、杜佑の通典卷四〇の秩品によれば、内外職掌凡て三十四萬九千八百六十三（その中、外職掌は三十一萬四千六百八十六）の多きに上つてゐる。地方の州縣は舊唐書によれば天寶元年その數、州が三六二、縣が一五二二であり、相當數の官員があつた次の表に示すように流外及諸色胥吏の數は上州が二〇七、中州が一五九、下州が一一〇となつており、上縣が一〇一、中縣五八、中下縣及び下縣がそれぞれ五八となつてゐる。しかも各縣の縣令、丞、主簿、尉等の流内高等官はそれぞれ僅かで上縣が五名、中、中下、下縣は四名であつた。縣の大半數が流外胥吏であつたから、流外胥吏の社會的、經濟的政治的活動如何によつて地方政治に大なる影響を及ぼすものと考えられ

このように内外の流外、諸色胥吏は三十四萬以上に上つており、その俸料も巨額なものであつたろうと思われる。また内外流内の高等官も通常によれば、一萬八千以上で年々増加する傾向にあつた。殊に安史の大亂以後流内、流外胥吏を問わず、官僚數が増加しつつあつたので、吏員を削減することが屢々論ぜられている。會要卷五九州府及縣加減官に、

貞元元年九月，御史大夫崔從奏、內外官員伏以兵戰未息、仕進頗多
……若今停減吏員。

唐代における胥吏について

縣官吏表

計	五							
	一〇一							
	四							
	七三							
	四							
	五八							
	四							
	五八							

によつてわかる。張延賞が減員したことによつて怨嗟の聲が起り、李泌

か之を舊に復することを奏請している。即ち新唐書卷三九李泌傳に、
泌請復之、帝未從因問、今戶口減承平時幾何、曰三之二、帝曰人既膨
耗員何可復、曰不然戶口雖耗而事多承平十倍、陛下欲省州縣則可、而更
不可減、今州或參軍署券縣佐史判案、所謂省官去、其冗員非常員。

とあつて天寶の亂以後戸口膨耗しているが、州縣の事務多く、承平の時の十倍になつてゐる。州縣を整理してもよいが、事務多忙の爲め吏は減じてはならぬ。冗員は常員ではないから必要な吏員は復すべきと上奏して終に之に従つたのである。

しかし其後も尙官員の數多く、屢々胥吏の減員すべきことを論議されている。胥吏は一度官に就くといわゆる役得もあるので容易に退くことを欲せず、其後李吉甫の上請によつて減員することになつた。舊唐書

(元和六年)及再入相、請減省職員並諸色出身胥吏等、及量定中外俸
料以爲當。

とあつて李吉甫は地方官として江淮に留ること十五年の久しきに及び、
地方の事情に通じ、民の疾苦を知つて諸色出身の胥吏を減員すべきであ
ることを請い、州縣の併合を行い、胥吏入仕の塗を減ずべきであるとし、
遂に内外流内官八百八員、諸司流外官一千七百六十九員の減員を斷行し
てゐるが、多少の胥吏の減員を斷行しても到底國家財政を救済すること
にならず、舊唐書卷一四七杜佑傳に、

とあつて張延賞は州縣の官員數多く、その經費も相當額に上り、その爲州縣が疲弊するので官員數を減すべきことを上言し、その結果減員することになつたが、州縣官員は流内のみならず、大多數を占める胥吏の下級官僚の減員まで及んだものと見られる。それは次に述べる李泌の上請

六典(卷二〇)州縣官吏による。)表は(各縣の今云主簿屬の流内官を除く外は悉く流外胥吏であつた。

又嘗謂省事不如省官、省官不如省吏、能簡冗官誠治本也、乃請罷郡縣吏凡二千餘員、衣冠去者皆怨。とあるように李德裕も胥吏の減員を行つたが、減員が如何に困難であるかわかる。

このように多少減員しても莫大な數に上つてゐる流外、諸色胥吏に對する俸祿、給與はどうであつたか。隋書卷一七五劉炫傳に、

諸郡置學官、及流外給廩、皆發自於炫。

とあつて、隋朝以來流外胥吏に對して俸祿が支給されていたことがわかるが、隋末唐初の亂離に際して物價騰貴に伴つて生活困難なために遠方のものが流外に入るを欲しなかつたので、たとえ俸祿が支給されても生活が困難であつたに違いない。

唐では初め流内の上級官僚に對して土地を支給したが、太宗の貞觀年間に俸祿として米を支給した。六典卷三戶部尚書に、

倉部郎中員外郎之職合諸司官人及諸色人應給食者、皆給米。

とあつて流内上級官僚と同じく諸色胥吏に至るまで米が支給された。其後同じく貞觀中に官僚に對して俸錢を支給することにしたが、俸錢の財源として公廨本錢を置き、諸州の令史をして之を掌らしめ、これを提錢令史といつた。いさまでなく公廨本錢は均田制による租稅收入だけで官僚の俸祿を支給できぬ場合、その不足を補うため國家資本を民間に貸付けて運轉し、その利子を以て官僚の俸祿としたのであるが、流内及び流外胥吏に至るまでその利息を以て俸祿に當てられたものと考えられる。

均田制の施行と共に流内の上級官僚には職分田、俸錢の支給があり、また色役が支給されたが、流外胥吏に對しては職分田の支給がなく、俸錢の支給のみであつたと考えられる。ただ胥吏に對する俸祿は資料に見え

新書卷一四五嚴郢傳にある農家の生計一ヶ月錢八千、米六斗であるから胥吏の俸祿は農民と餘り變らなかつたのではなかろうと思われる。すると胥吏の生活は困難であつたに違いない。加えて戦亂や災害による物價騰貴の影響によつて生活は益々困難となり、そこで己が地位を利用して官物を欺瞞、横領し、誅求を行い、職收賄等の惡事が至る所で行われたと思われる。しかも莫大な數に上る内外官僚及び流外胥吏の俸料は時には胥吏の下級官僚に充分支給されぬこともあり、下民を侵漁しそこに種々の姦を働いたものと考えられる。六典卷三戶部に、

開元二十一年敕、諸司繁冗、及年支色役費用既廣、姦爲日作滋。

とあつて諸色役の費多く、姦爲日に盛んとなつたので、色役を減じ、費用を省いたのである。

地方州縣の胥吏はまた地方長官や地方官の轉遷の度毎に送迎の費用を捻出したければならなかつた。諸官司には公廨田があつて官司の公用に使用したが、また私用に供することもあつた。しかし地方官の送迎の費をその中から支拂われたものと考えられず、從つてその場合一般農民から徵發したに相違ない。

以上唐代における下級官僚としての胥吏について全般的に述べたが、要するに唐代は中央、地方官廳に各種の諸色胥吏があり、その選舉も初

ないが、大曆十二年の度支奏文による地方官の俸料によると、縣令二十貫、縣尉二十貫、參軍、錄事各々十貫（一萬錢）となつてゐるから縣佐史の如き流外胥吏はそれよりも相當低かつたに相違ない。

新書卷一四五嚴郢傳にある農家の生計一ヶ月錢八千、米六斗であるから胥吏の俸祿は農民と餘り變らなかつたのではなかろうと思われる。すると胥吏の生活は困難であつたに違いない。

めは流内と略同じであつたが、官僚機構の擴大に伴つて莫大な數に上り、胥吏の入流も年と共に増加し、中には宰相、大官に至るものがあつたが、常に門閥貴族官僚から輕視された。唐代中期以後中央政治の紊亂に乗じて中央の胥吏は己が地位を利用して宰相、大官に近づき、私利私慾を圖つて惡事を働いた。それと同じく地方の胥吏は地方の事情に馴れ、時に地方長官に迎合するものもあり、常に下民を侵漁し誅求をなし、姦を働いていた。胥吏の待遇俸祿等は悪く、時には地方官と結託し、時には欺瞞、横領など敢てなし、下民を顧みなかつた。莫大な數に上る下級官僚の數を減員し、地方財政を救わんとしたが、多少の減員を斷行しても何等解決するに至らずして唐末に及んだ。

註① 宮崎市定氏、九品官人法の研究第三編五五〇頁。

② 同氏、同書二六頁、舊唐書卷四三職官志吏部

③ 六典卷一尚書都省掌固守當倉庫及廳事、鋪設典、興亭長皆爲番上下、通謂

之番官、轉入從府史轉入令史、選轉皆試判。

④ 六典卷八門下省傳制、天后改爲傳制、掌制敕、流外中最少吏也。分番上下亦呼爲番官。

⑤ 六典卷一四大常寺謁者、典事、舊唐書卷四四職官志大常寺

⑥ 通鑑卷二〇九中宗景雲元年の條、京九寺皆有錄事官、九品蓋流外也。
とあり、省、寺によつて官品を異にしているが流外官といわれた。

⑦ 六典卷三〇州及縣官吏、舊唐書卷四四職官志州縣官員

⑧ 宮川尚志氏、唐五代の村落生活⑨福島繁治郎氏、中國南北朝史研究第二章

唐代の貢舉制

⑩ 通典卷二二歷代都事、主事、令史

⑪ 隋書卷七五劉炫傳、高祖之世、以刀筆吏類多小人、長久爲姦、勢使然也、於是立法、州縣佐史三年而代。

⑫ 通鑑卷二一三玄宗開元十七年の條、通典卷一七選舉、新唐書卷一三〇楊瑒傳

傳

⑬ 新唐書卷四四選舉志
⑭ 舊唐書卷九七鍾紹京傳に、姚崇素惡紹京之爲人、因奏紹京發言怨望、出爲蜀州刺史。

⑮ 舊唐書卷一二二 路嗣恭傳

⑯ 舊唐書卷一三一 白志貞傳

⑰ 通鑑卷二一六 天寶十二載の條、乃遣令史、先於私第、密定名額。

⑱ 六典卷八 門下省給事中甲庫

⑲ 新唐書卷一四八 牛元翼傳

⑳ 新唐書卷一四九 班宏傳に、縱姦吏自取咎爾、凡爲度支使、不一歲家鉅億。

とあつて度支胥吏と記していないが姦吏とあるから胥吏のことをいつている。
㉑ 碩波護氏中世貴族制の崩壊と辟召制、東洋史研究二一ノ三号9頁
㉒ 通典卷二一宰相、舊制宰相當於門下省議事、謂政事堂移在中書省。

㉓ 周藤吉之氏、宋代州縣の職役と胥吏の發展、宋代經濟史研究に孔日官は五代からあるが既に唐代から節度使衙門の胥吏であつた。

㉔ 舊唐書卷八七 魏玄同傳、通典卷一七選舉典

㉕ 六典卷三〇 州及縣官吏

㉖ 舊唐書卷八八 新唐書卷一一六 韋嗣立傳

㉗ 舊唐書卷八九 姚璡傳

㉘ 舊唐書卷九六 宋璟傳

㉙ 舊唐書卷九 本紀玄宗天寶元年の條

㉚ 通鑑卷二三八 憲宗元和六年の條

㉛ 新唐書卷一八〇 李德裕傳

㉜ 通典卷三五 職官祿秩

㉝ 拙論唐代官僚の俸祿と生活

㉞ 會要卷九一 內外官料錢

㉟ 舊唐書卷一五九 崔戎傳に、還拜給事中、出爲華州刺史、吏以故事、置

㉟ 紙萬緡、爲刺史私用。

㉟ 舊唐書卷九八 杜暹傳補に、婺州參軍、秩滿將歸、州吏以紙萬餘帳贈之、
暹惟一百。

㉟ とあるのは地方胥吏が地方長官等の轉任に際して送らなければならなかつたのである。